

駅前にぎわい広場で キッチンカーを出店する（出店を検討している）皆様へ

令和7年7月1日

1 はじめに

駅前にぎわい広場では、街なかの日常的な人の流れや賑わいを創出させる目的で、平日限定でキッチンカーの出店を許可しています。

2 概要

(1)出店可能日時

平日のうち、イベント開催(準備等を含む)がない日。

時間は、午前7時から午後9時まで(準備・片付けを含む)の間。

ただし、出店許可後、出店日と同じ日にイベント使用申請等があった場合や災害その他緊急事態の発生時には、出店許可を取消す場合があります。

(2)出店可能箇所

出店可能箇所は、「駅前にぎわい広場キッチンカーレイアウト」(別紙1)のとおり。

(3)出店可能台数

1日あたりの出店可能台数の上限はありません。

(4)販売可能品目

自動車を用いた食品営業(飲食店営業)として、保健所から営業許可を受けた範囲内の飲食物とします。

(5)使用料

使用料は無料です。

電気・水道設備を使用する場合も無料です。

3 出店手続き

(1)申請方法

出店希望日の属する月の前月 20 日(土日祝日の場合は翌開庁日)までに次に掲げる書類を提出してください。

① 初回及び変更の都度提出が必要な書類

・営業許可証の写し

・「乗入車両届出書」(別紙2)、「車両の外観写真」(別紙3)

② 毎月提出が必要な書類

・「駅前にぎわい広場使用申請書」、「駅前にぎわい広場キッチンカー出店希望表」(別紙4)

※平日のイベント開催の有無は、市ホームページ「駅前にぎわい広場」に掲載の『駅前にぎわい広場イベント予約カレンダー』を確認してください。

(2)実績報告

出店日の翌月 10 日までに「駅前にぎわい広場キッチンカー実績報告書」(別紙5)を市に提出してください。

(3)許可書の交付

申請書等を精査した後、市より許可書を交付します。必ず許可書の内容(出店日時等)をご確認ください。

(4)設備の鍵の貸出

電気・水道設備の鍵は、本庁舎6階市街地整備課窓口にて貸し出します。

出店者は、出店日の朝に鍵を受け取り、当日中に返却してください。

連続して出店する場合は、出店最終日の鍵の返却を認めます。やむを得ない事情により返却が後日となる場合は、事前に相談してください。

4 出店条件

(1)車両の乗入

- ① 広場に乗入できるのは、許可した車のみです。
- ② 乗入口以外からは絶対に進入しないでください(別紙1)。
- ③ 乗入れの前後は、必ず乗入口のバリケードを移動させてください。
- ④ 仮囲いやベンチ・テーブル等を損傷させないでください。

(2)電気の使用及び給排水について

【電 気】

- ① コンセントは 100W・10A／1口です。容量を超えて使用しないこと。
- ② 漏電に注意すること。ただし、必要最低限の使用に努めること。
- ③ ブレーカーが落ちた際は、速やかに市へ連絡すること。
- ④ 使用後は分電盤の扉及び鍵が閉まっていることを確認すること。

【給排水】

- ① 漏水に注意すること。ただし、必要最低限の使用に努めること。
- ② 調理等で発生した排水は、広場内に流さず持ち帰り、適正に処分すること。

(3)ごみ回収・処理

- ① 車両前にごみ箱を設置するなど、購入者のごみ回収は出店者の責任で行うこと。
- ② 販売終了後は、調理ごみ及び販売ごみともに持ち帰り、適正に処分すること。

(4)出店日時等の変更及びキャンセル

- ① 出店許可後のキャンセル又は日にちの変更は、基本的に受け付けないが、やむを得ない事由によりキャンセル等の必要がある場合は、速やかに市に連絡すること。
- ② 連絡なくキャンセル等を繰り返す場合は、出店許可を取り消す場合もあるため、

留意すること。取り消しにより出店者に損失が生じた場合であっても市は一切補償しない。

(5)その他

- ① 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- ② 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が責任をもって対応すること。
なお、その内容については、遅滞なく市に報告すること。
- ③ 利用者には、パセオ自転車駐車場のトイレを使用するよう案内すること。
- ④ キッチンカー出店の際に支障となる場合、広場内の木製テーブル・椅子等を必要最小限の範囲で動かすことを可能とするが、必ず元の位置に戻すこと。
- ⑤ 出店者が必要に応じて飲食用のテーブル・椅子を準備することは可能であるが、他の出店者の邪魔にならないように配慮すること。また、風で飛ばされたりしないようにするなど出店者が責任を持って管理すること。
- ⑥ 出店により広場内を汚損等した場合は、速やかに市に報告し、原状回復すること。

5 提出・問い合わせ先

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所 都市政策部 市街地整備課 再開発係(本庁舎6階)

TEL 024-525-3763

FAX 024-533-0026

E-mail shigaichi@mail.city.fukushima.fukushima.jp



(別紙2)

乗入車両届出書

届出年月日

2020/0/0

出店者名

	車両番号	車両の種類	乗入期間		備考
			開始日	終了日	
例	(00-00)	普通車	2023/2/3	2023/2/4	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【注意事項】

※乗り入れ可能車両は総重量14トン未満となります。

出店車両の外観写真

①営業中の出店車両を横から撮影した写真

②出店車両を前から撮影した写真

(ナンバープレート部分が読み取れるように撮影をお願いします)

様式第1号(第4条関係)

駅前にぎわい広場使用申請書

年 月 日

福島市長

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

連絡先 () —

担当者氏名

連絡先 () —

次のとおり使用したいので申請します。

使用目的			
催事等の名称			
開催の主体	福島市の 主催 ・ 共催 ・ 該当なし		
使用人数	人	来場者数見込(催事の場合)	人
使用日時	別紙「出店希望表」のとおりに		
行為の内容	☐ 物品の販売、頒布、その他これらに類する行為 ☐ 広告、宣伝、その他これらに類する行為 ☐ 興行 ☐ 募金、署名運動、その他これらに類する行為 ☐ 業としての写真、映画撮影 ☐ 発表会、集会、展示会、その他これらに類する催し ☐ 火気を使用すること ☐ 車両の乗り入れ、駐車すること		
その他の事項	☐ イベントカレンダー掲載 ☐ 電気設備 ☐ 水道設備 ☐ 同時使用(まちなか広場、さんかく広場、駅前通り) ☐ 占有使用希望		
備考			

※ 使用日時は、準備から原状回復までを含めた時間となります。

駅前にぎわい広場キッチンカー出店希望表

1. 出店者名:

2. 販 売 品 目:

3. 出店希望日時：

令和 年 月分

[illegible]

※出店希望日の属する月の前月初日から20日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

※市ホームページ「駅前にぎわい広場」の『イベント予約カレンダー』を確認し、予約のない日をご記入ください。

※使用時間は、7時～21時（準備・片付けを含む）の時間内でご記入ください。

(別紙5)

駅前にぎわい広場キッチンカー実績報告書

令和 年 月分

日	曜日	天気	出店時間	利用者数	売上額
1			： ～ ：	人	円
2			： ～ ：	人	円
3			： ～ ：	人	円
4			： ～ ：	人	円
5			： ～ ：	人	円
6			： ～ ：	人	円
7			： ～ ：	人	円
8			： ～ ：	人	円
9			： ～ ：	人	円
10			： ～ ：	人	円
11			： ～ ：	人	円
12			： ～ ：	人	円
13			： ～ ：	人	円
14			： ～ ：	人	円
15			： ～ ：	人	円
16			： ～ ：	人	円
17			： ～ ：	人	円
18			： ～ ：	人	円
19			： ～ ：	人	円
20			： ～ ：	人	円
21			： ～ ：	人	円
22			： ～ ：	人	円
23			： ～ ：	人	円
24			： ～ ：	人	円
25			： ～ ：	人	円
26			： ～ ：	人	円
27			： ～ ：	人	円
28			： ～ ：	人	円
29			： ～ ：	人	円
30			： ～ ：	人	円
31			： ～ ：	人	円

※利用者数の把握が困難な場合は、売上額のみご記入ください。

広場の利用にあたり、気付いたことあるいはトラブルなどありましたら、ご記入ください。